

令和元年度における近畿地区の下請法の運用状況等について

令和2年6月26日
公正取引委員会事務総局
近畿中国四国事務所

第1 下請法の運用状況

1 書面調査の実施状況（第1表参照）

公正取引委員会では、下請取引の性格上、下請事業者からの下請法違反被疑事実についての情報提供を期待しにくいことから、親事業者及び当該親事業者と取引のある下請事業者を対象に定期的に書面調査を実施するなどして、違反行為の発見に努めている。

書面調査は、近畿中国四国事務所（中国支所及び四国支所を除く。以下「近畿事務所」という。）管内（福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県）に所在する資本金の額又は出資の総額が1000万円超の親事業者11,000名（製造委託等^{（注1）}7,270名、役務委託等^{（注2）}3,730名）及び当該親事業者と取引のある下請事業者56,500名（製造委託等42,217名、役務委託等14,283名）を対象に実施した（第1表参照）。

（注1） 製造委託及び修理委託をいう。以下同じ。

（注2） 情報成果物作成委託及び役務提供委託をいう。以下同じ。

第1表 書面調査の実施状況

| 年 度 | 区 分 | 親事業者調査（名） | | 下請事業者調査（名） | |
|--------|-------|-----------|--------|------------|--------|
| | | 全 国 | 近 畿 | 全 国 | 近 畿 |
| 令和元年度 | | 60,000 | 11,000 | 300,000 | 56,500 |
| | 製造委託等 | 35,810 | 7,270 | 200,190 | 42,217 |
| | 役務委託等 | 24,190 | 3,730 | 99,810 | 14,283 |
| 平成30年度 | | 60,000 | 10,600 | 300,000 | 56,500 |
| | 製造委託等 | 39,175 | 7,593 | 211,741 | 43,633 |
| | 役務委託等 | 20,825 | 3,007 | 88,259 | 12,867 |
| 平成29年度 | | 60,000 | 10,600 | 300,000 | 56,500 |
| | 製造委託等 | 38,680 | 7,590 | 208,513 | 43,440 |
| | 役務委託等 | 21,320 | 3,010 | 91,487 | 13,060 |

2 下請法違反被疑事件の処理状況

(1) 下請法違反被疑事件の新規着手及び処理の状況（第2表参照）

ア 新規着手状況

新規に着手した下請法違反被疑事件は1,410件（製造委託等1,086件、役務委託等324件）であり、事件の端緒としては、公正取引委員会が親事業者及び下請事業者を対象に行った書面調査によるものが1,382件（製造委託等1,067件、役務委託等315件）、下請事業者等からの申告によるものが28件（製造委託等19件、役務委託等9件）である。

イ 処理状況

下請法違反被疑事件として処理した件数は1,399件（製造委託等1,077件、役務委託等322件）であり、このうち、1,395件について下請法第7条の規定に基づく勧告又は違反行為の改善を求める指導（違反のおそれのある行為に対する指導を含む。以下同じ。）の措置を講じており、その内訳は、勧告が1件（製造委託）、指導が1,394件（製造委託等1,073件、役務委託等321件）である。

勧告事件の概要は別紙1、指導を行った主な事件の概要は別紙2のとおりである。

措置件数の1,395件（前年度比0.4%増）は、改正下請法が施行された平成16年度以降最多の数となっている。

第2表 下請法違反被疑事件の処理状況

[単位：件]

| 区 分 年 度 | | 新規着手件数 ^(注2) | | | | 処 理 件 数 | | | | |
|------------|----|------------------------|-----|----------------------------|-------|--------------------|--------------------|-------|-----|-------|
| | | 書面調査 | 申告 | 中小企業 庁長官 からの 措置請求 | 計 | 措 置 | | | 不問 | 計 |
| | | | | | | 勧告 ^(注1) | 指導 ^(注1) | 小計 | | |
| 令和元年度 | 全国 | 8,360 | 155 | 0 | 8,515 | 7 | 8,016 | 8,023 | 292 | 8,315 |
| | 近畿 | 1,382 | 28 | 0 | 1,410 | 1 | 1,394 | 1,395 | 4 | 1,399 |
| 製造委託等 | 全国 | 5,725 | 100 | 0 | 5,825 | 7 | 5,524 | 5,531 | 179 | 5,710 |
| | 近畿 | 1,067 | 19 | 0 | 1,086 | 1 | 1,073 | 1,074 | 3 | 1,077 |
| 役務委託等 | 全国 | 2,635 | 55 | 0 | 2,690 | 0 | 2,492 | 2,492 | 113 | 2,605 |
| | 近畿 | 315 | 9 | 0 | 324 | 0 | 321 | 321 | 1 | 322 |
| 平成30年度 | 全国 | 7,757 | 141 | 0 | 7,898 | 7 | 7,710 | 7,717 | 382 | 8,099 |
| | 近畿 | 1,182 | 15 | 0 | 1,197 | 0 | 1,389 | 1,389 | 6 | 1,395 |
| 製造委託等 | 全国 | 5,276 | 84 | 0 | 5,360 | 7 | 5,250 | 5,257 | 256 | 5,513 |
| | 近畿 | 939 | 10 | 0 | 949 | 0 | 1,095 | 1,095 | 4 | 1,099 |
| 役務委託等 | 全国 | 2,481 | 57 | 0 | 2,538 | 0 | 2,460 | 2,460 | 126 | 2,586 |
| | 近畿 | 243 | 5 | 0 | 248 | 0 | 294 | 294 | 2 | 296 |
| 平成29年度 | 全国 | 7,173 | 97 | 1 | 7,271 | 9 | 6,752 | 6,761 | 307 | 7,068 |
| | 近畿 | 1,459 | 10 | 0 | 1,469 | 1 | 1,281 | 1,282 | 5 | 1,287 |
| 製造委託等 | 全国 | 5,033 | 61 | 1 | 5,095 | 9 | 4,718 | 4,727 | 205 | 4,932 |
| | 近畿 | 1,120 | 8 | 0 | 1,128 | 1 | 982 | 983 | 2 | 985 |
| 役務委託等 | 全国 | 2,140 | 36 | 0 | 2,176 | 0 | 2,034 | 2,034 | 102 | 2,136 |
| | 近畿 | 339 | 2 | 0 | 341 | 0 | 299 | 299 | 3 | 302 |

(注1) 勧告又は指導を行った事件の中には、製造委託等及び役務提供委託等との双方において違反行為が認められたものがあるが、本表においては、当該事件の違反行為が主として行われた取引に区分して、件数を計上している。

(注2) 新規着手件数には、消費税転嫁対策特別措置法に基づく調査において得られた端緒を含む。

(2) 下請法違反行為の類型別件数の状況（第3表参照）

ア 勧告又は指導を行った件数を下請法違反行為の類型別にみると、合計で2,346件となっており、このうち、製造委託等に係るものが1,814件、役務委託等に係るものが532件となっている。

イ 発注書面の交付義務等を定めた手続規定違反（下請法第3条又は第5条違反）は1,200件（類型別件数の合計の51.2%）となっており、このうち、製造委託等に係るものが915件、役務委託等に係るものが285件となっている。

ウ 親事業者の禁止行為を定めた実体規定違反（下請法第4条違反）は1,146件（類型別件数の合計の48.8%）である。その内訳は、①下請代金の支払遅延が515件（実体規定違反に係る類型別件数の合計の44.9%）、②下請代金の減額が200件（同17.5%）、③買ったたきが143件（同12.5%）等となっている。

(ア) 製造委託等に係る実体規定違反は899件であり、その内訳は、①下請代金の支払遅延が357件（製造委託等の実体規定違反に係る類型別件数の合計の39.7%）、②下請代金の減額が160件（同17.8%）、③買ったたきが121件（同13.5%）等となっている。

(イ) 役務委託等に係る実体規定違反は247件であり、その内訳は、①下請代金の支払遅延が158件（役務委託等の実体規定違反に係る類型別件数の合計の64.0%）、②下請代金の減額が40件（同16.2%）、③買ったたきが22件（同8.9%）等となっている。

第3表 下請法違反行為の類型別件数

[単位：件、(%)]

| 区分 年度 | 手続規定違反 | | | 実体規定違反 | | | | | | | | | | | | 合計 | |
|----------|--------|--------|-----|--------|------|-------|-------|-------|-------|------|--------|--------|-------|------|----|-------|--------|
| | 書面交付義務 | 書類保存義務 | 小計 | 受領拒否 | 支払遅延 | 減額 | 返品 | 買ったたき | 購入等強制 | 早期決済 | 割引困難手形 | 利益提供要請 | やり直し等 | 報復措置 | 小計 | | |
| 令和元年度 | 全国 | 5,864 | 745 | 6,609 | 32 | 3,651 | 1,150 | 14 | 721 | 72 | 98 | 254 | 336 | 590 | 1 | 6,919 | 13,528 |
| | 近畿 | 1,068 | 132 | 1,200 | 5 | 515 | 200 | 0 | 143 | 12 | 21 | 67 | 72 | 111 | 0 | 1,146 | 2,346 |
| 製造委託等 | 全国 | 4,202 | 458 | 4,660 | 29 | 2,160 | 867 | 11 | 533 | 47 | 92 | 243 | 287 | 458 | 1 | 4,728 | 9,388 |
| | 近畿 | 825 | 90 | 915 | 5 | 357 | 160 | 0 | 121 | 10 | 20 | 67 | 68 | 91 | 0 | 899 | 1,814 |
| 役務委託等 | 全国 | 1,662 | 287 | 1,949 | 3 | 1,491 | 283 | 3 | 188 | 25 | 6 | 11 | 49 | 132 | 0 | 2,191 | 4,140 |
| | 近畿 | 243 | 42 | 285 | 0 | 158 | 40 | 0 | 22 | 2 | 1 | 0 | 4 | 20 | 0 | 247 | 532 |
| 平成30年度 | 全国 | 5,964 | 778 | 6,742 | 46 | 3,371 | 834 | 19 | 1,487 | 90 | 113 | 374 | 348 | 132 | 5 | 6,819 | 13,561 |
| | 近畿 | 1,070 | 147 | 1,217 | 15 | 560 | 216 | 5 | 401 | 17 | 30 | 112 | 98 | 40 | 3 | 1,497 | 2,714 |
| 製造委託等 | 全国 | 4,183 | 520 | 4,703 | 36 | 2,051 | 642 | 14 | 1,195 | 61 | 110 | 356 | 291 | 96 | 3 | 4,855 | 9,558 |
| | 近畿 | 850 | 118 | 968 | 13 | 420 | 184 | 5 | 347 | 13 | 30 | 109 | 85 | 32 | 3 | 1,241 | 2,209 |
| 役務委託等 | 全国 | 1,781 | 258 | 2,039 | 10 | 1,320 | 192 | 5 | 292 | 29 | 3 | 18 | 57 | 36 | 2 | 1,964 | 4,003 |
| | 近畿 | 220 | 29 | 249 | 2 | 140 | 32 | 0 | 54 | 4 | 0 | 3 | 13 | 8 | 0 | 256 | 505 |
| 平成29年度 | 全国 | 5,322 | 649 | 5,971 | 23 | 3,129 | 611 | 20 | 1,179 | 94 | 92 | 324 | 261 | 45 | 0 | 5,778 | 11,749 |
| | 近畿 | 970 | 123 | 1,093 | 7 | 565 | 163 | 3 | 314 | 30 | 19 | 89 | 66 | 12 | 0 | 1,268 | 2,361 |
| 製造委託等 | 全国 | 3,826 | 448 | 4,274 | 19 | 1,988 | 461 | 19 | 932 | 62 | 89 | 311 | 212 | 29 | 0 | 4,122 | 8,396 |
| | 近畿 | 756 | 100 | 856 | 6 | 413 | 135 | 3 | 266 | 21 | 18 | 87 | 56 | 10 | 0 | 1,015 | 1,871 |
| 役務委託等 | 全国 | 1,496 | 201 | 1,697 | 4 | 1,141 | 150 | 1 | 247 | 32 | 3 | 13 | 49 | 16 | 0 | 1,656 | 3,353 |
| | 近畿 | 214 | 23 | 237 | 1 | 152 | 28 | 0 | 48 | 9 | 1 | 2 | 10 | 2 | 0 | 253 | 490 |

(注1) 1件の事件において複数の行為類型について勧告又は指導を行っている場合があるので、違反行為の類型別件数の合計と第2表の「措置」の件数（「勧告」及び「指導」の合計件数）とは一致しない。

(注2) 書面交付義務違反については、発注書面の不交付のほか、記載不備も含まれる。

(3) 下請事業者が被った不利益の原状回復の状況

令和元年度においては、下請事業者が被った不利益について、親事業者16名^(注)から、下請事業者898名^(注)に対し、下請代金の減額分の返還等、総額5740万円相当の原状回復が行われた。

(注) 親事業者数及び下請事業者数は延べ数である。

ア 下請代金の減額事件においては、親事業者8名から、下請事業者691名に対し、3827万円の減額分が返還された(第4表参照)。

第4表 下請代金の減額事件における減額分の返還状況

| 年 度 | 項 目 | 返還を行った | 返還を受けた | 返還の年度総額 |
|--------|-----|--------|--------|-------------|
| | | 親事業者数 | 下請事業者数 | (原状回復額) (注) |
| 令和元年度 | 全国 | 104名 | 4,087名 | 17億6191万円 |
| | 近畿 | 8名 | 691名 | 3827万円 |
| 平成30年度 | 全国 | 120名 | 4,593名 | 1億8367万円 |
| | 近畿 | 4名 | 10名 | 1311万円 |
| 平成29年度 | 全国 | 140名 | 7,659名 | 16億7800万円 |
| | 近畿 | 8名 | 3,908名 | 2849万円 |

(注) 原状回復額は1万円未満を切り捨てている。以下同じ。

イ 下請代金の支払遅延事件においては、親事業者8名から、下請事業者207名に対し、1913万円の遅延利息等が支払われた(第5表参照)。

第5表 下請代金の支払遅延事件における遅延利息等の支払状況

| 年 度 | 項 目 | 支払を行った | 支払を受けた | 支払の年度総額 |
|--------|-----|--------|--------|----------|
| | | 親事業者数 | 下請事業者数 | (原状回復額) |
| 令和元年度 | 全国 | 132名 | 2,931名 | 3億2026万円 |
| | 近畿 | 8名 | 207名 | 1913万円 |
| 平成30年度 | 全国 | 165名 | 4,901名 | 4億2288万円 |
| | 近畿 | 7名 | 23名 | 831万円 |
| 平成29年度 | 全国 | 138名 | 3,015名 | 1億9675万円 |
| | 近畿 | 6名 | 303名 | 1812万円 |

第2 企業間取引の公正化への取組

公正取引委員会は、企業間取引の公正化を目的として、下請法及び優越的地位の濫用規制（以下「下請法等」という。）に係る違反行為を未然に防止するための各種の施策を実施している。

令和元年度の状況は次のとおりである。

1 下請法等に係る講習会

(1) 基礎講習会

公正取引委員会は、企業のコンプライアンス意識の高まりや初心者向けの講習会開催に係る要望等を踏まえ、下請法等に関する基礎知識を習得することを希望する者を対象とした「基礎講習会」を実施している。

令和元年度においては、近畿事務所では当該講習会を10回実施した。

(2) 下請取引適正化推進講習会

公正取引委員会は、中小企業庁と共同して、毎年11月を「下請取引適正化推進月間」と定め、下請法の概要等を説明する「下請取引適正化推進講習会」を全国各地で実施するなど、下請法の普及・啓発を図っている。

令和元年度においては、近畿事務所では近畿経済産業局と共同して、当該講習会を7府県10会場（うち公正取引委員会主催分4府県5会場）で実施した。

2 下請法等に係る相談

(1) 相談受付

公正取引委員会では、年間を通して、下請法等に係る相談を受け付けている。

令和元年度においては、近畿事務所では1,402件の相談に対応した。

(2) 中小事業者のための移動相談会

公正取引委員会では、下請事業者を始めとする中小事業者からの求めに応じ、そうした事業者が所在する地域に公正取引委員会の職員が出向いて、下請法等について基本的な内容を分かりやすく説明するとともに相談受付等を行う「中小事業者のための移動相談会」を実施している。

令和元年度においては、近畿事務所では7か所で実施した。

3 下請取引等改善協力委員

公正取引委員会は、下請法等の効果的な運用に資するため、各地域の下請取引等の実情に明るい中小事業者等に下請取引等改善協力委員を委嘱している。令和元年度における近畿事務所管内の下請取引等改善協力委員（定員）は25名である。

令和元年度においては、6月以降、下請取引等改善協力委員から下請取引の現状等について意見聴取を行った。

4 コンプライアンス確立への積極的支援

公正取引委員会は、事業者等からの下請法等に係る相談に応じるとともに、下請法等の一層の普及・啓発を図るため、事業者団体が開催する研修会等に講師を派遣している。

令和元年度においては、近畿事務所では事業者団体等へ13回講師を派遣した。

令和元年度における勧告事件（1件）

| 誠和産業(株)に対する件（令和元年11月22日） | |
|--------------------------|---|
| 親事業者 | 誠和産業(株) |
| 事業内容 | プラスチック製品の製造業 |
| 下請取引の内容 | プラスチック製品, その半製品, 金型等の製造 |
| 違反行為の概要 (期間) | 【下請代金の減額（第4条第1項第3号）】 「仕入割引」 ^(注) を下請代金の額から差し引くことにより, 下請代金の額を減じていた（平成30年2月～令和元年8月）。 |
| 減額金額 | 下請事業者54名に対し, 総額2786万2291円 【勧告前に返還済み】 |

(注) 下請代金を手形ではなく現金で支払っていることを理由に徴収した金銭のこと。

令和元年度における主な指導事件

1 下請代金の支払遅延（第4条第1項第2号）

- ① 建設機械の修理を下請事業者へ委託しているA社は、支払手段を手形払と定めていたが、下請代金を手形の満期相当日（5か月後）に現金で支払う方法（期日現金払）に変更したことから、下請事業者の給付を受領してから60日以内に下請代金を支払っていなかった。
- ② 機械部品の表面処理を下請事業者へ委託しているB社は、自社の事務処理が遅れたことを理由に、下請事業者に対し、あらかじめ定めた支払期日を超えて下請代金を支払っていた。
- ③ 船体ブロックの製造を下請事業者へ委託しているC社は、複数の製品について順次納入させていたが、全ての製品が納入された時点でまとめて検収を行い納入があったものとして計上していたため、一部の製品に対する下請代金を、下請事業者の給付を受領してから60日を超えて支払っていた。

2 下請代金の減額（第4条第1項第3号）

- ① 建築工具等の製造を下請事業者へ委託しているD社は、「協賛値引」と称して、下請代金の額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた。
- ② 家具等の製造を下請事業者へ委託しているE社は、「金利値引」と称して、下請代金の額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた。
- ③ 繊維製品の製造を下請事業者へ委託しているF社は、下請代金を下請事業者の金融機関口座に振り込む際に、自社が実際に金融機関に支払う振込手数料を超える額を下請代金の額から減じていた。

3 有償支給原材料等の対価の早期決済（第4条第2項第1号）

- オフィス用什器等の部品加工を下請事業者へ委託しているG社は、下請事業者に対し、有償で原材料を支給しているが、当該原材料の対価について、当該原材料を用いた給付に係る下請代金の支払期日より早い時期に、支払うべき下請代金の額から控除していた。

4 割引困難な手形の交付（第4条第2項第2号）

- 自動化機械等の製造を下請事業者へ委託しているH社は、下請事業者に対し、手形期間が120日（繊維業以外の業種において認められる手形期間）を超える手形（162日）を交付していた。